

「強い特許」を築くための明細書ドラフティング戦略：2025年審判実務指針に基づく実践ガイド

特許庁「審判実務者研究会報告書2025」に基づき、クレーム用語の合理的な解釈プロセスと、実務上の落とし穴を解説。
出願時の書き方一つで、将来の権利の成否が分かれることを、最新の裁判例から明らかにします。

クレーム解釈の階層構造

クレーム（特許請求の範囲）が最優先
文言が明題なら、明細書による限定解釈は原則
としてなされない。



技術常識は補助的手段

出願時の辞典や公知技術は、用語の客観的
意味を補完するために用いる。



失敗しないための用語選択と防衛策



否定的・包括的表現（「～以外」など）を避ける
範囲が不明確になりやすいため、可能な限り肯定的
な表現に変換する。



明細書を「発明専用の辞書」にする
違語や一般用語は、明細書内で具体的な実施例と
紐付けて定義する。



多層的な課題と効果の記述
主課題だけでなく副次的課題も散りばめ、審査や訴
訟での柔軟性を確保。

用語選択に伴う法的リスクと、明細書作成時における具体的な回避策

用語選択の課題	生じる法的リスク	明細書上の防衛策
 否定的・包括的表現 （～以外など）	 第三者に不測の不利益を及 ぼす（明確性要件違反）	 具体的にどのような範囲（専用か 共用か等）を指すか明記する。
 論理的結合子 （及ぶ、又は）	 包含関係が広く解釈され、 先行技術に推奨する	 異なる概念は明細書全体を通じて 統一・区別して使用する。
 未定義の一般用語・造語	 解釈の合地が広すぎて権利 行使が困難になる	 技術的定義や具体例（列挙等）を 明細書に記載し、定義を明確化する。